

## 研究活動不正防止対策の基本方針

(平成27年4月1日策定)

「文化学園大学・文化学園短期大学部 研究活動の不正防止及び公正性を確保するための規程」(以下「不正防止規程」という。)第7条第1項に基づき、次のとおり研究活動不正防止対策の基本方針を策定する。

### 1. 競争的資金の適正な執行管理に関する事項

#### (1) 物品の発注・検収

発注の権限や範囲を明確にし、物品検収事務に関する周知を徹底する。

#### (2) 旅費の事実確認

カラ出張防止のため、事実確認のための資料の提出を徹底する。

#### (3) アルバイト作業従事者等に支給する賃金・謝金等に関する事実確認

アルバイト作業従事者 … 出勤簿の提出により勤務状況を把握する。

謝 金 … 申請された業務内容が確実に行われているか確認できるものを提出する。

### 2. 監査体制に関する事項

#### (1) 内部監査の実施

適正な事務処理の執行を行うために、監査室を中心に内部監査を行う。

### 3. 研究者等の意識向上に関する事項

#### (1) 研修及び説明会の実施

不正防止規程第5条に定めるコンプライアンス推進責任者及び第6条に定める研究倫理教育責任者は、学内諸規程及び競争的資金に関する諸規程について、教職員への研修会及び説明会を定期的で開催し、受講状況及び理解度について把握する。

#### (2) 誓約書の徴取

不正防止規程第19条と第20条に基づく研究者及びアルバイト作業従事者並びに業者からの誓約書の徴取を徹底する。

### 4. 不正行為の告発に関する事項

不正行為の告発に関しては、不正防止規程各条に基づき適正に取り扱う。また、告発者及び調査協力者の保護を不正防止規程各条に基づき、徹底する。

### 5. 研究データの保存・開示

健全な研究活動を行い、研究不正が起こらない環境を構築するため、研究のために収集した資料・データは適切に保管し、事後の検証が行えるようにする。また、必要な場合は、その開示を義務づける。